

○戸田市表彰規則

平成元年 8 月 1 8 日

規則第 2 3 号

改正 平成 5 年 8 月 3 1 日規則第 3 4 号

平成 8 年 1 1 月 1 4 日規則第 3 0 号

平成 1 0 年 9 月 8 日規則第 3 1 号

平成 1 1 年 8 月 1 1 日規則第 4 2 号

平成 1 4 年 1 月 2 4 日規則第 2 号

平成 1 7 年 8 月 1 1 日規則第 4 3 号

平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日規則第 6 5 号

平成 1 9 年 1 2 月 1 7 日規則第 4 1 号

平成 2 0 年 3 月 2 6 日規則第 1 0 号

平成 2 5 年 3 月 2 7 日規則第 5 号

平成 2 9 年 5 月 1 日規則第 2 4 号

戸田市表彰規則（昭和 3 8 年規則第 2 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、本市の自治の振興と公共の福祉の増進に貢献し、その功績が顕著であり、他の模範となるものの表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の種類）

第 2 条 表彰は、自治功労表彰、一般功労表彰、永年勤続表彰及び特別表彰並びに感謝状授与とする。

（自治功労表彰）

第 3 条 自治功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 市長、副市長（助役であった期間を含む。）又は教育長として引き続き 8 年以上在職した者
- (2) 市議会議員として 8 年以上在職した者
- (3) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員として引き続き 1 0 年以上在職した者
- (4) 地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する附属機関の委員として引き続き 1 0 年以上在職した者

(5) その他特に功労顕著な者で表彰に値すると認められる者

(一般功労表彰)

第4条 一般功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行うものとする。

(1) 善行、徳行卓越で他の模範となるもの

(2) 産業の振興又は土木の改良発達に力を尽くし、優良な業績を収めたもの

(3) 学芸上の研究、発明、改良、考案、著述等を行い、文化の育成発展に尽力し、功績の著しいもの

(4) スポーツの競技会等で優秀な成績を収め、郷土の名誉を高揚し、功績の著しいもの

(5) その他特に表彰に値すると認められるもの

(永年勤続表彰)

第5条 永年勤続表彰は、市内の同一事業所に引き続き10年又は20年勤務し、勤務成績良好な者に対して行うものとする。

(特別表彰)

第6条 特別表彰は、前3条に規定する表彰の対象とならないもののほか、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行うものとする。

(1) 本市の発展に尽力し、その功績が特に顕著なもの

(2) その他市長が特に表彰に値すると認めたもの

(感謝状授与)

第7条 感謝状授与は、公益のために私財を寄付した個人又は団体に対して行うものとする。

(在職・勤務年数の計算)

第8条 在職及び勤務年数の計算は、就任、就職の月から起算し、表彰を受ける年の10月末日までとする。ただし、市長がそのつど委嘱する附属機関の委員で、1年以内で解任される委員の在職年数は1年とみなす。

(再表彰)

第9条 第3条の規定により表彰された者で、さらに同条に定める期間を在職した場合は再表彰することができる。

(表彰の内申)

第10条 この規則により表彰（特別表彰を除く。）を受けべきものがあると認められるときは、自治功労表彰、一般功労表彰及び感謝状授与について

は、功績内申書（第1号様式）、永年勤続表彰については、功績内申書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により功績内申書を提出する場合は、推薦内容を正確詳細に調査、記入しなければならない。

3 特別表彰の内申の時期、方法等については、市長が別に定める。

（被表彰者の選定）

第11条 被表彰者の選定は、委員会の審査の結果を受けて、市長が行う。

（表彰日）

第12条 表彰は、毎年11月3日の文化の日とする。ただし、特別の事情があるときは、他の期日に行うことができる。

（表彰の方法）

第13条 表彰は表彰状に記念品を添えて行い、広報に掲載するとともに表彰受賞者名簿（第3号様式）に登載する。ただし、記念品については省くことができる。

（追賞）

第14条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、これを追賞し、その者が受けるべき表彰状及び記念品は、その遺族に贈る。

（表彰の取消）

第15条 表彰を受けた者であって禁固以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により解職されたときは、表彰を撤回し、表彰状を返還させることができる。

（その他）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、従前の戸田市表彰規則に基づき表彰を受けたものは、この規則により表彰を受けたものとみなす。

附 則（平成5年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年規則第 4 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則の規定による様式で、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。この場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができるものとする。

附 則（平成 1 7 年規則第 4 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年規則第 6 5 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年規則第 4 1 号）

この規則は、次の戸田市議会臨時会の初日から施行する。

附 則（平成 2 0 年規則第 1 0 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 0 年 8 月 1 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年規則第 5 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年規則第 2 4 号）

この規則は、平成 2 9 年 5 月 1 日から施行する。